

学校における外部資源をめぐる動向

—生徒指導・教育相談の充実に向けて (1) —

The review of researches around the external resource in the school

For improvement of educational counseling and student guidance

三 浦 公 裕

MIURA Kimihiro

北翔大学教育文化学部研究紀要

第5号 2020

学校における外部資源をめぐる動向

—生徒指導・教育相談の充実に向けて (1) —

The review of researches around the external resource in the school
For improvement of educational counseling and student guidance

三 浦 公 裕

MIURA Kimihiro

I. はじめに

近年、社会の変容に伴い、児童生徒が直面する問題はますます複雑化し、保護者と教職員だけで解決できないことも多くなっている。多様な要因を背景とした児童生徒の相談に対し、教員という教育の専門家のほか、心理・福祉・医療に関する専門家や法律問題に対応するための司法関係の専門家等と密に連携を図り、様々な視点できめ細かく児童生徒を見守ることができる校内体制の構築が求められている。先日、文部科学省から発表になった平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、いじめ(前年比31%増)・不登校(同14%増)、校内暴力(同15%増)等の増加が著しく、それらの原因究明とその解決に向けた対策が学校現場の喫緊の課題となっている。そこで本研究では、これまで生徒指導や教育相談を支えてきた外部資源について概観するとともに、その成果と課題について明らかにすることを目的とした。さらに、学校現場の今日的な課題の解決に向け、外部専門家が果たすべき役割等について検証する。

ところで外部資源として教育の場に、スクールカウンセラー(以下、「SC」)やスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」)が登場してから久しいが、SCやSSWが外部専門家としてその専門性を発揮するまでには、紆余曲折を経て今日に至っている(例えば、村山, 1999: 林, 2010など)。特に、学校内にそれら外部専門家と教職員を結びつける中心的な人物が存在せず、思うように連携が進まず、専門家等を価値ある資源として十分に活用することができなかった。そこで、多くの学校では特別支援教育コーディネーターがその任を担い、外部の援助者や関係機関等との連携をすすめる窓口として業務を行うことになる。児童生徒の資料の作成や校内委員会の開催など、学校種や地域によって異なるが、特別支援教育コーディネーターの過重な業務負担の様子が報告されている(例えば、柘植・宇野・石橋, 2007: 宮木・柴田・木船, 2010, 2012: 田中・上村, 2017など)。外部資源に関しては、外部専門家の投入が先行し、学校側は十分な受け入れ準備ができていない状況であった。しかし、児童生徒の支援のため専門

家と教職員がそれぞれの専門性を尊重し、協力し合う体制づくりが求められた。

複雑化・多様化した課題を解決していくため文部科学省（2015a）は、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の中で、新たな学校組織のあり方としてチーム学校を実現するため、①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校マネジメント機能の強化、③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備等、3つの視点に沿った学校の目指すべき姿を示した。

さらに、「児童生徒の教育相談の充実について（文部科学省、2017）」では、学校内の関係者が課題に対しチームで取り組み、関係機関と連携した校内体制づくりの重要性について言及している。具体的には、①不登校、いじめ等の未然防止、早期発見のための活動や事案に対し学校が組織として対応する。②児童生徒の状況及び支援の状況を一元的に把握し校内及び関係機関等との連絡調整を行い、ケース会議の開催等児童生徒の抱える問題の解決に向けて調整役を明確にする。③その業務を担う教職員として教育相談コーディネーターを配置・指名し、中心となって教育相談体制を構築するなどを示した。教育相談コーディネーターは、直接児童生徒の支援にかかわり、校内外の専門機関や専門家との連携を図るなど、チーム学校の推進役として期待される。

本研究では、外部専門家としてこれまで児童生徒の支援にあたった外部資源について経緯を明らかにし、それらの成果と課題について検証するとともに、生徒指導・教育相談の校内体制における教育相談コーディネーターの役割や業務内容について検討する。

Ⅱ. 学校における外部資源の変遷

平成7年「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」から、日本の学校にSCが登場することになる。学校における教育相談体制の充実を目的に、専門的な知識・経験を有する者をSCとして中学校を中心に配置した。事業開始当時、SCが派遣された学校は全国154校で、教員免許を持たない者が学校教育に関わるという大きな改革で、SCに対する期待と不安が複雑に絡み合い、学校現場は混乱していたと伝えられている。しかし現在では全公立小中学校27,500校への派遣を目標とするまでに至っている。また、SCを必要であると考えている学校が、96%に達するほど、SCは学校になくてはならない存在となっている（文部科学省、2015b）。平成29年学校教育施行規則の一部が改正され、SCとSSWについて以下のように職務内容を規定している。

学校教育法施行規則（平成29年4月1日 施行）

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。
第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

一方、心の教室相談員（以下、「相談員」）は、平成10年度「心の教室相談員活用調査研究委託事業」のもと開始された。一時は全国7,749校（全体の約8割）の中学校で実施され、8,300

人の相談員が子どもたちの相談活動を行った。しかし、開始からわずか6年後の平成15年に、当該事業は廃止となっている。その後、一部の地域や学校などではその名称を残しながら、児童生徒や保護者への相談活動を続けているところもある。

その後、平成20年「スクールソーシャルワーカー活用事業」として、SSWを全国141地域に配置した。その事業の目的は「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う」とある。SSWは、単に問題解決を代行するのではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるように支援活動を行う。そのため、様々な福祉制度やサービス、児童福祉の知識に加え、子どもの発達、問題行動そのもの、学校組織の知識や社会福祉援助技術を身につけていることが求められている。SCと同様の調査では、SSWが必要であると回答した学校が73.9%と、SCの96%に比べると低い結果であった。それはSCに比べ、事業開始からの日が浅く、その名称や役割が社会的に広まっていないことが原因ではないかと考えられる。

虐待や貧困対策など、SSWの役割や業務内容が明確になることで、学校におけるニーズは高まることが予想される。国は平成31年度までにすべての中学校区に、1万人のSSWを配置することを目標としている。また新学習指導要領の円滑な実施や学校における働き方改革を目指すなか、学校における指導・運営体制の強化・充実を図ることをねらいとし、専門スタッフや外部人材の配置拡充を計画している。こうした社会情勢に対し、学校はこれまで以上に外部資源と力を合わせ、子どもたちの支援にあたることが求められている。そこで外部資源の成果と課題について検証し、協働のあり方やそれらの活用の方法について理解を深め、今後の生徒指導や教育相談の充実を図っていききたい。

Ⅲ. 心の教室相談員

1 心の教室相談員の誕生と経緯

平成10年度から、学校の教育相談体制の充実を図ることを目的として、全国の都道府県の公立中学校に、教職経験者や青少年団体指導者など地域からの人材を相談員として配置する「心の教室相談員活用調査研究委託事業」は始まった。相談員の業務は、SCとは大きく異なり、相談員は教育相談体制の充実と銘打っているものの、その事業の発端は総合経済対策の一環によるものであるとの指摘もある。当初、調査研究の内容として次の2点が上げられていた。①児童生徒のいじめや校内暴力などの問題行動、不登校などの学校不適応その他生徒指導上の諸問題に対する取り組みのあり方、②生徒の問題行動などを未然に防止し、その健全な育成を図るための活動のあり方である。事業開始1年後、全国の中学校の8割が実施し、平成11年度の対象校数は7,749校にのぼり、約8,300人の相談員が全国の中学校に配置された(表1)。

調査研究委託期間は1年とし、相談員の業務は、校長の指揮監督のもとに、①日常的に様々

表1 外的資源（SC・相談員抜粋）及び関連事項の変遷

年	関連事項	S C	心の教室相談員
1995		SC活用調査研究委託事業開始 配置校154校	
1996			
1997			
1998			心の教室相談員活用調査研究委託事業 配置校 約7,500校
1999			8割の中学校実施 配置校 約7,800校
2000	児童虐待防止法 教育的支援を必要とする児童生徒（6.3%） 特別支援教育コーディネーターの指名		配置校 7,749校
2001		SC活用事業補助（地方1/2） 「準ずる者」を弾力的に採用	配置校 約6,800校
2002			配置校 約4,400校
2003			廃止
2004	発達障害者支援法成立 教育支援体制整備のためのガイドライン		
2005			
2006	教育基本の改正 自殺対策基本法	配置校10,158校	
2007	学校教育法施行教育職員免許法施行改正 特別支援教育の推進について		
2008	SSW活用事業開始 発達障害教育情報センター開設	SC等活用事業補助（地方2/3） 小学校への配置推進	
2009		学校家庭地域連携協力推進事業として実施 SC選考要件を明示 配置校15,461校（小学校5,000校超）	
2010	生徒指導提要発行		
2011		緊急スクールカウンセラー等派遣事業 配置校15,476	
2012	放課後デイサービス（児童福祉法）		
2013	いじめ防止対策推進法	SC等活用事業実施要領 教育支援体制整備事業費補助金交付要綱 いじめ対策等総合推進事業として実施 配置校20,310校	
2014	学校における自殺予防教育導入手引		
2015	チームとしての学校の在り方と今後の改善方策 性同一性障害対応の手引き		
2016	障害者差別解消法施行 ニッポン一億総活躍プラン ひとり親家庭多子世帯等自立応援プロジェクト 心の健康の保持に係る教育・啓発推進	SCを全公立小中学校配置（27,500校） SSWを全中学校区に配置（1万人） 以上31年度までの目標値	
2017		学校教育法施行規則一部改正 ※SCの職務内容規定第65条）	
2018		選考要件に公認心理師	

なかたちで生徒に働きかけを行い、信頼関係を築いて、生徒（保護者）の悩み相談、話し相手になる、②職歴や人脈を生かして地域と学校との連携を支援する、③学校の教育活動の支援、④他の相談員との連携、カウンセリングの研修会への参加、などであった。身近な存在として生徒の悩みを聴き、ストレスを和らげ、心にゆとりが持てるような環境を提供することができるよう努めていた。

学校心理学ではこうした相談員を、子どもの発達上および教育上の課題や問題における心理教育的援助サービスの補助的な役割を担う「準援助専門家」として位置づけている。しかし多くの中学校でSCが配置され、相談員を配置する学校数（または市町村）は徐々に減少していった。心の教室相談員活用調査研究委託事業は、より専門的な関わりが期待されるSCを中心とした相談体制への移行とともに、平成15年わずか6年という短い期間で廃止されることとなった。

2 相談員の任用について

文部科学省（2002）によると、相談員の資格としては、地域の様々な職歴・職業の人が採用され、それぞれ自らの経験をもとに、相談の持ち味を生かして生徒と関わっていたことが報告されている。具体的には、教職経験者が最も多く全体の39%で、続いて悩みなどの相談に応じた経験のある教育相談員・カウンセラーが14%、非常勤講師など学校関係者が8%、大学生・大学院生などの学生、民生・児童委員がそれぞれ7%、青少年団体指導者が7%となっていた（表2）。その他として会社員・自営業・医療関係者・少年補導員などが報告されている。相談員の任用に関しては、特に決まった免許や資格などの義務づけはなく、SCと比べると専門性に大きな相違があったことがわかる。

表2 心の教室相談員の内訳

相談員	割合
教職経験者	39%
相談員・カウンセラー	14%
非常勤講師・学校関係者	8%
大学生・大学院生	7%
民生・児童委員	7%
青少年団体指導者	7%
その他	18%

相談員の身分は1年契約の有償ボランティアで、ほとんどの相談員が契約を継続し、複数年担当した。勤務時間は1日4時間×108日（年間最大432時間）とし、1時間単位で柔軟に運用することが可能で、報酬は概ね時給850円であった。学校内では、生徒指導に関する校内組織に位置づけられ、他の教職員とともに協力し合いながら生徒の相談活動を行っていた。相談員

が配置されたことにより校内の相談活動にも様々な工夫がみられ、子どもたちのストレスの緩和や保護者・地域との連携、家庭への支援が盛んになった学校も少なくない。また問題行動の早期発見や未然防止など、中学校の生徒指導に与えた影響は大きい。

3 心の教室相談員の成果と課題

「心の教室相談員活用調査研究委託事業」はわずか6年間で終了したため、相談員に関する文献はそれほど多くない。限られた資料の中から相談員に関する成果と課題をまとめる。

濱田・河本（2003）は相談員の成果について、次のように6つのエピソードとして分類している。①相談員による効果的な相談活動、②相談員による人間関係作り、③相談員の生徒理解、④生徒の変容、⑤学校の変容、⑥保護者の変容、の6つである。相談員が対応した事例の中で、もっとも効果的であったものとして、不登校の改善をあげている。相談員が、不登校・不登校傾向の生徒を相談室で受け入れ、学校へいけない子どもたちの居場所（中間教室的）として、相談室を効果的に機能させていたと評価している。また篠田・中川（2001）は、相談員の日常的なかかわりが身近な存在として、生徒の心理的な課題を早期に発見し、課題を解消する援助的な活動となっていると述べている。相談員のいる場所（教室）が、生徒同士が会おう仲間意識が芽生える交流の場であり、互いにサポートし合うピアカウンセリング的な効果についても明らかにした。相談内容が多様化する中、資質の向上が求められるようになり、ピアカウンセリングや集団カウンセリングの知識や技能を身につける相談員も増加していった。

相談員を学校内に配置することで、違った視点から刺激を学校が受けることができたこと、評価しているものもある（坂田，2007）。相談員の中には、意識的に教職員と連携する場を設け、定期的な情報交流会や、連絡ノートを活用するなど、教職員と関係を深めようと努めた者も多い。学校側もそうした相談員たちを生徒指導交流会や校内研修会に招き、互いに情報の共有を図ろうとした。

一方課題としては、相談室が一部の生徒のたまり場や、怠学傾向生徒の逃避の場所となったことである。誰もが気軽に利用できることから、人間関係のトラブルが起これば、その対応に苦慮し、相談を必要としている生徒の時間を確保することが難しくなった学校もあった。また外部の人材を学校内に向かい入れることでの校内の雰囲気に変化をもたらした反面、相談員の配置に対する意義を深く考えることなく、学校体制への位置づけが不鮮明で、十分に生かすことができない学校も少なくなかった。さらに相談員の身分や職務の曖昧さから、勤務体制粗放、秘密保持不徹底、啓発不足など業務に対する課題が浮き彫りとなった。しかし、坂田は、地域の有識者を中心とした一般の援助者を、教育現場に取り入れたことは画期的であったとし、心理の専門家としてのSCと、身近な存在として子どもを心理的に直接支援する相談員の双方を、学校内に配置することが重要で、互いに連携をとり合いながらそれぞれの役割を担っていくことが望ましいと述べている。

4 外部資源としての相談員

篠田・中川は、保健室での相談・SCとの相談・心の教室での相談を比較し、それぞれの特徴についてまとめている（表3）。SCが心理の専門家として個人を対象とした心理面接を行うのに対し、相談員は、個人・小集団の特徴を生かしながらフレキシブルな対応ができる点で、SCに取って代わることのできない役割を十分に担っていた、と相談員を評価している。ほぼ毎日出勤し、児童生徒が自由に相談室を来談することができることは、SCと比べより身近で、教師と異なる立場で直接的に支援を行う相談員は貴重な存在であった。専門家ではない、準専門家という立場で派遣されているからこそできる関わりで、心に寄り添うという点で予防的な援助から治療的な援助まで幅広い効果が認められた。

SC配置の拡大に伴って廃止されたが、相談員・SC・教師がそれぞれの役割を明確にし、連携しながら業務を行うことにより効果的な心理的支援ができたのではないかと、本事業の廃止が悔やまれる。子どもたちの実態や学校のニーズに合わせた専門スタッフ・外部人材の拡充のもと、今後さらに業務の細分化・明確化が進み、その数も増加していくことが予想される。心の教室相談員の成果と課題が、生徒指導や教育相談の充実と校内指導体制の構築に生かされることを期待したい。

表3 保健室・SC・心の教室の比較

	保健室	SC	心の教室
相談可能日	毎日	週1日	ほぼ毎日
勤務時間	1日	1日（4～8H）	3～4H
来談の自由	自由	予約	予約・自由
被相談者	養護教諭	SC	相談員
専門性	養護教育の専門家	心理の専門家	準専門家
相談以外の業務	あり	あり	なし
相談形態	個人・集団	個人	小集団・個人

IV. スクールカウンセラー

1. スクールカウンセラーの誕生と経緯

学校現場にSCが配置された経緯として、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など、児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が増加したことが背景としてあげられる。児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家を積極的に活用する必要が生じた。文部省（現文部科学省）は、平成7年度から「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業（以下、「委託事業」）」を開始した。それは教員免許を持たない学校外の専門家を、公教育の場である公立

中学校に本格的に配置した初めての国家事業であった。教員免許を必要としない点では、心の教室相談員と一致しているが、SCが心理の専門家としている点で、その意味は大きく異なっていた。

平成13年度には「スクールカウンセラー活用事業補助（以下、「事業補助」）」として展開し、全国約1万校の公立全中学校にSCを配置する事業へと拡大した。委託事業では全額国庫負担で行っていたものが、事業補助では2分の1に減額され、残りを地方自治体が担うことになった。そのためSCの任用資格では、臨床心理士資格等を有していない者を新たにSCに準ずる者（以下、「準ずる者」）として、弾力的に採用することが可能になった。SCの派遣校数が、事業開始当初154校であったのが平成13年度には4,406校へと配置校数が大幅に増加し、採用するSCの増加が見込まれ、臨床心理士等の有資格者の確保が、地域によっては困難になったことがその背景として考えられる。有資格者の多くは都市部に偏在し、遠く離れた地方などでは人材の確保に苦慮していた。特に山間や離島など、都市部から離れ小規模校が点在する北海道で、その傾向は顕著であった。

平成20年度に「スクールカウンセラー等活用事業補助」となり、SCに準ずる者が明示され、様々な資格や経歴をもったSCが誕生した。国庫負担が3分の1へとさらに削減され、地方自治体の財政的負担が増すことになった。一方で、小学校へのSC配置は積極的にすすめられ、平成20年度3,134校であった配置校数が平成21年度には5,994校へと、わずか1年間で1.8倍と大幅に増えている（図1）。

その後も配置校数は増え続け、平成25年度に小学校で1万校を超え、平成27年度には公立小中学校を合わせ2万4千校に配置されるに至った。また教育支援体制整備事業補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）の規定に基づき、スクールカウンセラー等活用事業は、スクールカウンセラー等活用事業実施要領に定められた。具体的には、①スクールカウンセラー

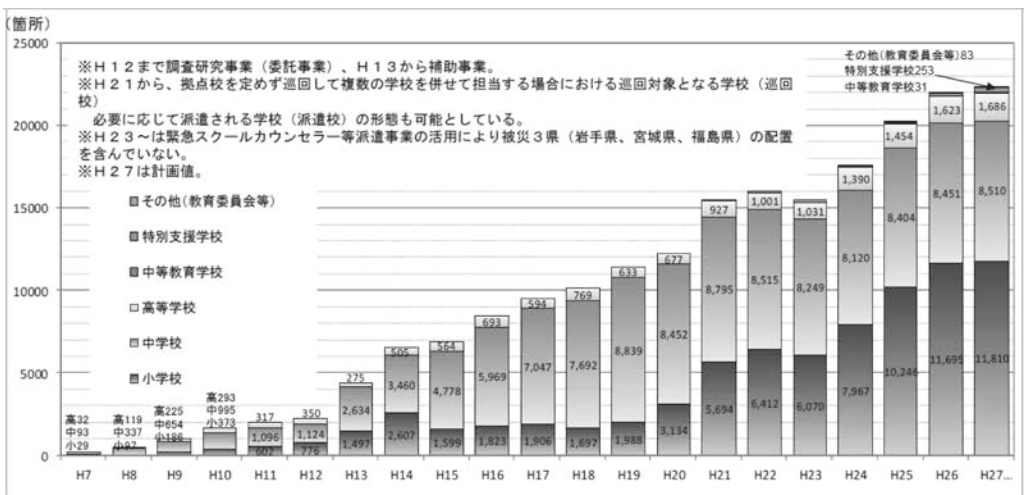


図1 SCの配置状況（「学校における教育相談に関する資料」, 文部科学省 平成27年から）

又はスクールカウンセラーに準ずる者を配置（スクールカウンセラー活用事業）、②24時間体制の電話相談を実施（電話相談事業）、③被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラー等を緊急配置（災害時緊急スクールカウンセラー活用事業）等が盛り込まれた。

そして平成29年4月、学校教育法施行規則の改正にともない、SCとSSWの職務内容が規定された。そこには専門家人材の配置により学校の組織力・教育力の強化を図り、「チームとしての学校」の実現を果たそうとするねらいがあった。さらに平成30年度、教育相談を必要とする全ての児童生徒が、適切な教育相談を受けることができる体制を整備・充実させるため、①全公立中学校（1万校）に配置、②全公立小学校（1万7500校）に配置、③貧困対策の重点配置、④教育支援センター機能強化等、を目標とする予算が計上されている。

2 スクールカウンセラーの状況

文部科学省はSCの選考要件を、①臨床心理士、②精神科医、③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師等の職にある者などから、都道府県又は指定都市が選考し、任用している。平成27年公認心理師法が成立したことにより、平成30年に心理職の国家資格である公認心理師が誕生したのを機に、スクールカウンセラー等活用事業実施要領が改正され、選考条件に公認心理師が加わるようになった。SCは今後ますます高い専門性と多職種連携による援助・支援が期待される。また文部科学省（2015b）は、SCを取り巻く状況として、①児童虐待、②子どもの貧困、③不登校、④暴力行為、⑤自殺、⑥いじめのほか、性同一性障害や犯罪被害者などの実践事例を取り上げ、それらの課題の解決に期待している。

SCの配置形態については、地域や学校の状況を勘案しながら、①単独校方式（SCが配置された学校のみを担当）、②拠点校方式（小中・小小連携）、③巡回方式（教育委員会等に配置し巡回）などの形態で行われている。平成29年度の「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」によるSC配置拡充計画では、①週5日相談体制を実施、②小中連携型配置の拡充が示された。小中連携配置の拡充は、小中学校の相談体制の連携が促進され、小中学校の情報交流がすすみ、SCを介して継続的な支援が、効果的に行われると期待できる。将来的には、すべての必要な学校、教育委員会及び教育支援センターに常勤のSCを配置することが適切であるとしている（文部科学省、2017）。

3 北海道と札幌市の状況

北海道と札幌市のSCの状況について、スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集（文部科学省、2016～2017）等を参考に、両者を比較しながらその成果と課題を明らかにしていく。はじめに北海道と札幌市のSCの資格内訳と準ずる者の割合を表4、図2に示した。北海道のSCの4分の1以上が準ずる者であるのに対し、札幌市ではすべての学校種で、臨床心理

士等を配置し、準ずる者は採用していない。文部科学省（2015）から全国平均が16.2%と報告され、全国的にみても北海道の準ずる者の採用率が高いことがわかる。その背景として、前述したように臨床心理士等が都市部に集中し、人材確保の難しさがうかがわれる。報酬に関しては、SCが時給4,300円であるのに対し準ずる者の時給は2,700円である（平成31年度北海道公立学校SC取扱要領）。事業補助率が1/2から1/3へと段階的に削減され、地方自治体への負担が増加し、人材確保や予算面などから、北海道における準ずる者の果たす役割と期待は大きい。そのため、研修制度やSC間のネットワークづくり、スーパーバイザー等によるSCへのきめ細やかなサポート体制が求められる。

表4 北海道と札幌市のSC資格内訳 ()内割合

		スクールカウンセラー			スクールカウンセラーに準ずる	
		臨床心理士	精神科医	大学教授等	大学院修了者等	実務経験
H29	北海道	117 (68.0%)	0 (0%)	9 (5.9%)	8 (4.6%)	38 (22.1%)
	札幌市	97 (99.0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	0 (0%)	0 (0%)
H28	北海道	99 (63.1%)	0 (0%)	10 (6.4%)	8 (5.1%)	40 (25.5%)
	札幌市	101 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

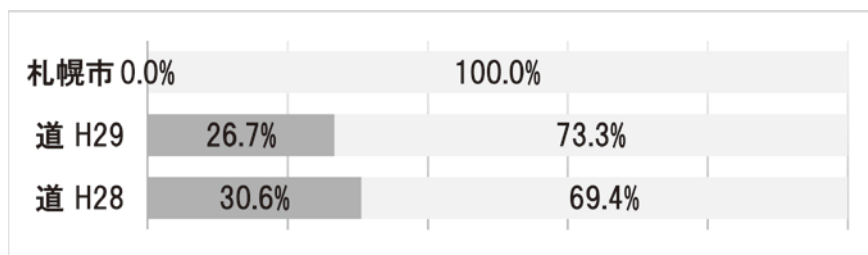


図2 北海道と札幌市のSCに準ずる者の割合

次に、SCの配置率では、札幌市が全学校種で100%（前年度100%）に対し、北海道の小学校が16.2%（同1.1%）、中学校が51.8%（同45.6%）、高校が50%（同32.1%）と、特に北海道の小学校の配置率が低いことがわかった。しかし平成29年度の報告では16.2%とその値が大幅に伸びている（表5）。この点に関して、北海道教育委員会は「配置率の低かった小学校の配置を充実させるため、新たな工夫として、拠点となる中学校から校区内の小学校への派遣を可能とするほか、市町村巡回型として特定の地域内の小中学校にスクールカウンセラーを巡回させるなどし、任用形態や運用についての工夫改善を進め、配置の拡充を図った」と述べている（平成30年 文教施策懇談会より）。

さらに詳しく札幌市と北海道の配置形態について比べると、北海道の小学校では単独校が11校（6.4%）で、中学校を拠点とした対象校（拠点校方式による）が124校（72.5%）、その他巡回校が36校（21.1%）であった。一方、札幌市の小学校は単独校が17校（8.4%）、対象校が17校

(91.6%)で巡回校となっている小学校はなかった(表6)。両者の配置形態には、多少の差はあるもののどちらも中学校を拠点とした対象校としての配置が大半を占めていた。そこで実際にどの程度SCが児童生徒と関わっているのかを、小学校のSCの勤務状況からみていくと、札幌市の小学校では単独校が週1日5～6時間、対象校で月1日5～6時間程度実施していた。一方、北海道の小学校では単独校が週1日4時間、対象校で年1日4時間、巡回校で月1日4時間の実施であった。つまり、札幌市では最低月1日程度、SCが小学校を訪問するのに対し、北海道では配置されている7割以上の小学校で、年1日の訪問で、勤務内容に大きな差があることがわかった(表7)。

表5 北海道と札幌市 校種別SC配置校数と配置率

	北海道			札幌市		
	小	中	高	小	中	高
H29	171校 16.2%	306校 51.8%	116校 50%	201校 100%	97校 100%	7校 88%
H28	12校 1.1%	274校 45.6%	75校 32.1%	201校 100%	97校 100%	8校 100%

表6 北海道と札幌市のSC配置形態(H29年度)

	単独校	拠点校	対象校	巡回校	計
北海道(小)	11校	—	124校	36校	171校
札幌市(小)	17校	—	186校	—	203校
北海道(中)	164校	119校	—	23校	306校
札幌市(中)	3校	96校	—	—	99校

表7 北海道・札幌市の配置形態によるSCの勤務日数と時間

	単独校	拠点校	対象校	巡回校
北海道(小)	週1日(4H)	—	年1日(4H)	月1日(4H)
札幌市(小)	月1日(5～6H)	—	月1日(5～6H)	—
北海道(中)	週1日(4H)	週1日(4H)	—	月1日(4H)
札幌市(中)	週1日(8H)	週1日(8H)	—	—

4 今後に向けて

国は平成31年度までに、SCを全公立小中学校の27,500校に配置することを目標に掲げている。北海道においても配置校数・配置率は確実に上昇し、SCも増加しているものの、平成31年度の配置率は78.1%と小中学校への完全配置には至っていない(図3)。さらに、配置率に関しては地域間・学校種格差も明らかになり、地域や学校の実情を考えると全小中学校への配置はそう簡単ではない。しかし、配置率だけに一喜一憂するのではなく、外部資源としての

SCが効果的な支援者であるためには、任用形態や運用面で工夫が急務で、実際に学校を訪問し児童生徒等と関わる時間を十分に確保するとともに、SCを受け入れる学校体制の整備や業務内容の精査が重要である。

また北海道ではSCの採用に関し対象者の幅を広げていることから、北海道教育委員会は「採用者のカウンセリングについての経験に差があり、研修内容の設定や講師の選定について、今後も検討を重ねていく必要がある」とSCの資質向上について指摘している。SC同士がともに交流し合えるネットワークづくりをすすめるとともに、スーパーバイザー等による支援体制や研修制度の充実が求められるが、札幌市のSC活用事業などを参考にしながら、北海道の特徴を生かしたSCの活用となることを期待したい。またSCを受け入れる校内の窓口として、教育相談コーディネーターの役割と業務を明確化し、外部資源をチーム学校の一員として効果的に活用することが望まれる。

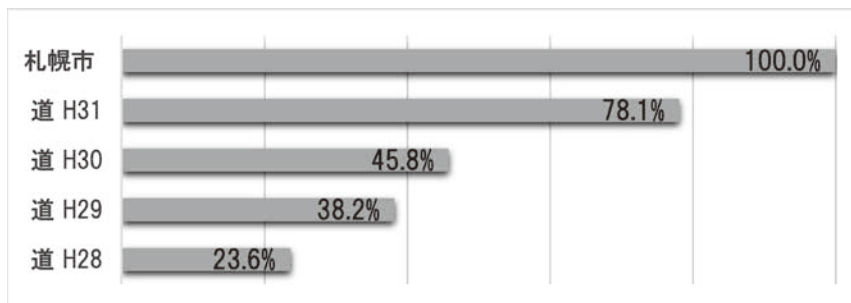


図3 北海道と札幌市のSC配置率（北海道教育委員会発表資料をもとに筆者が作成）

V. 考察

1 研究を通して

本稿では生徒指導・教育相談の充実を目的に、それらを支える外部資源について検討を行った。全国の中学校を対象にすすめられた「心の教室相談員活用調査研究委託事業」は、SCのような高い専門性は求められないもののSCに比べ、生徒と過ごすふれあう時間は多く、一緒に勉強したり、お話をしたり、時には心配事や悩みなどを打ち明けるなど、生徒たちにとっては身近な存在であった。相談員は、わずか6年という短い期間での事業であったが、子どもたちへの効果的な援助、教職員との連携など、学校現場に与えた影響は大きく、その取組の廃止が悔やまれる。特に北海道ではSCの配置が難しい地域や学校においては、それに代わる相談員のような立場の外部資源は有効であると考えられる。

SCに関しては、札幌市のSC活用事業と比較しながら北海道の現状を検証した。北海道教育委員会は、令和元年度のスクールカウンセラーの配置率を全道平均78%、小学校平均76.3%と

発表しているが、本資料は配置計画であり、SCの配置形態や具体的な業務内容については報告されていない。確かにここ数年、北海道のSC配置率は向上しているとは言え、札幌市や全国に比べ現状は厳しく、特に小学校の実態については改善が求められる。北海道のSC活用事業の充実に向け、人材確保や研修体制など札幌市の実践から学ぶことは多い。小規模校やへき地校など北海道教育が抱える課題は少なくないが、北海道の特徴を生かしたSC活用事業の充実が可能であると考ええる。

文部科学省は、2020年度概算要求主要事項として、一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化するための教育政策を掲げている。その中には、専門スタッフ・外部人材の拡充が設けられ、多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画することを推し進めている。これまでのSCや相談員たちの成果と課題などの実践は、そうしたスタッフの活動を活かす貴重な資料となると考える。

2 今後の課題

今回は外部資源として心の教室相談員とSCのみの報告となったが、今後の予定としてSSWやその他の外部資源について検討する。例えば、札幌市が学びのセーフティネットとして推進している「学びのサポーター活用事業」や「心のパートナー（相談支援パートナー）」等について検証し、北海道の外部資源活用のあり方として提言したい。また現在、生徒指導・教育相談の充実に向け教育相談コーディネーターの配置・指名が全国的にすすめられている。目的や業務内容は異なるものの「コーディネーター」の職名で学校内に取り入れられたものとして、特別支援教育コーディネーターがある。教育相談コーディネーターの配置に関して、それらから学ぶ点は多い。特別支援教育コーディネーターの成果や課題などを検証することで、教育相談コーディネーターの役割や業務内容などについて明らかにしていきたい。

VI. 引用文献

- 村山正治（1999）. スクールカウンセラーの現状と課題, 学習評価研究
- 林幹夫（2010）. 現場で役立つスクールカウンセラー養成の課題 教育と医学, 58, 446-452
- 柘植雅義・宇野宏幸・石橋由紀子（2007）. 特別支援教育コーディネーター全国悉皆調査特別支援教育コーディネーター研究, 2, 1-73.
- 宮木英雄・柴田文雄・木船憲幸（2010）. 小・中学校の特別支援教育コーディネーターの悩みに関する調査研究—校内支援体制の構築に向けて— 特別支援教育実践センター研究紀要, 8, 41-46.
- 田中美鈴・上村恵津子（2017）. 特別支援教育コーディネーターが機能する校内支援体制の検討—A地区における現状と課題からの考察— 信州大学教育学部研究論集, 11, 191-210
- 文部科学省（2015a）. チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について 中教審

- 文部科学省 (2017). 児童生徒の相談の充実について (報告)
- 文部科学省 (2002). 平成12年度「心の教室相談員」活用調査研究委託研究集録 中等教育資料
- 濱田里羽・河本肇 (2003). 「心の教室相談員」活用調査研究の成果と課題に関するエピソード分析 広島国際大学心理臨床センター紀要, 2, 47-54
- 篠田尚子・中川初子 (2001). 心の教室導入期における理解・利用状況の変化と今後の課題 教育心理学研究, 1, 27-35
- 坂田 真穂 (2007). 心の教室相談員による不登校支援の一事例～適応指導および教師との協働を通して～和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要 No.17.1-7
- 堀尾良弘・日下美輝子 (2014). 「心の教室相談員」をめぐる現状と課題 愛知県立大学教育福祉学部論集 第63号
- 文部科学省 (2015b). 学校における教育相談に関する資料, 文部科学省初等中等教育局
- 文部科学省 (2016) (2017). スクールカウンセラー等活用事業 実践活動事例集